

出産したとき

出産育児一時金（家族出産育児一時金）と付加金が支給されます

正常な出産は保険診療の対象となりませんが、妊娠4か月（85日）以上の出産であれば、健保組合から出産育児一時金（家族出産育児一時金）と付加金が下記の

とおり支給されます。

なお、家族の場合、被扶養者である方が対象となります。

女性被保険者が出産したとき		被扶養者が出産したとき	
出産育児一時金	500,000円(*)	家族出産育児一時金	500,000円(*)
出産育児一時金付加金	35,000円	家族出産育児一時金付加金	35,000円
計	535,000円	計	535,000円

*（家族）出産育児一時金は、産科医療補償制度に加入していない病院等で出産した場合や、在胎週数第22週未満の場合、488,000円になります。



一児につき支給

この一時金と付加金は、産まれた赤ちゃん一児につき支給されます。多児出産の場合、出産児ごとに支給されますが、申請書は1部でかまいません。



異常出産のとき

異常出産の場合は病気として扱われるため、保険診療が受けられます。この場合も出産育児一時金（家族出産育児一時金）と付加金が支給されます。

産科医療補償制度

産科医療補償制度は通常の妊娠・分娩にもかかわらず重度の脳性麻痺となった場合に、その新生児および家族の経済的負担を速やかに補償するため補償金が支払われるものです。（原則として出生体重1,400グラム以上、妊娠32週以上（令和4年1月以降に生まれた子どもの場合は、出生体重にかかわらず在胎週数28週以上の出産）、かつ、身体障害1.2級相当の重度脳性麻痺の分娩が対象）

死産・流産・早産のとき

死産・流産・早産のときでも、妊娠4か月（85日）以上経過していて、医師の証明があれば、出産育児一時金（家族出産育児一時金）と付加金が支給されます。

ただし、妊娠4か月（85日）以上であっても、妊娠第22週未満の場合は、（家族）出産育児一時金の額は488,000円になります。

出産育児一時金の「直接支払制度」

出産の際、窓口での現金支払をできるだけ少なくするため、健保組合が分娩機関に直接、出産育児一時金を支払う「直接支払制度」があります。

これは、分娩機関と被保険者（被扶養者）があらかじめ「直接支払制度」を利用する意志を確認する「合意書」を取り交わし、窓口では、出産費用から出産育児一時金の支給額を差し引いた額を支払うものです。

なお、出産費用が一時金支給額より少ない場合は、差額を健保組合から被保険者に支給します。

手続き

■直接支払制度を利用した場合

付加給付を受けるために必ず「出産育児一時金(差額)・付加金支給申請書(直接支払制度用)」に必要書類を添付し、会社(人事部門)経由で健保組合に提出してください。

出産費用が一時金支給額より少ない場合も、同様の手続により差額が支給されます。

「出産育児一時金(差額)・付加金支給申請書(直接支払制度用)」⇒ P.91

- ・ 分娩機関の領収明細書の写し（「出産日」「出生児数」「専用請求書と相違ない」旨の文言等の記載があるもの、および産科医療補償制度加入機関で出産した場合は「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言が印字やスタンプ等により明記されたもの）
- ・ 直接支払制度を利用する旨記載のある合意書の写し

■直接支払制度を利用しなかった場合

出産費用は全額立て替えていただき、後日「出産育児一時金・付加金支給申請書(直接支払制度利用なし)」に必要書類を添付し、会社(人事部門)経由で健保組合に提出してください。

「出産育児一時金・付加金支給申請書(直接支払制度利用なし)」⇒ P.92

- ・ 分娩機関の領収明細書の写し
- ・ 直接支払制度を利用しない旨記載のある合意書の写し

出産育児一時金の「受取代理制度」

一部の分娩機関では「受取代理制度」が導入されています。

被保険者が前もって健保組合に出産育児一時金の申請を行い、分娩機関が被保険者に代わって出産育児一時金を受け取るしくみです。

この制度を利用される方は、健保組合にご連絡ください。申請書を送付します。

